

第 97 号議案

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するとともに、令和 6 年 7 月 1 日から当分の間のスポーツ施設に係る利用料金及び使用料の限度額の特例措置を定める必要がある。

中野区産業振興センター条例の一部を改正する条例

中野区産業振興センター条例（平成25年中野区条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和6年7月1日から当分の間、別表第1の規定の適用については、同表体育室の項中「6, 100円」とあるのは「3, 100円」と、「9, 400円」とあるのは「4, 700円」と、「12, 700円」とあるのは「6, 400円」と、「300円」とあるのは「200円」と、同表小体育室の項中「1, 000円」とあるのは「500円」と、「1, 600円」とあるのは「800円」と、「2, 400円」とあるのは「1, 200円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第1多目的ホールの項中「5, 000円」を「2, 700円」に、「7, 700円」を「4, 200円」に、「10, 400円」を「5, 600円」に改め、同表体育室の項中「5, 000円」を「6, 100円」に、「7, 700円」を「9, 400円」に、「10, 400円」を「12, 700円」に、「230円」を「300円」に改め、同表小体育室の項中「800円」を「1, 000円」に、「1, 300円」を「1, 600円」に、「2, 000円」を「2, 400円」に、「230円」を「300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に中野区産業振興センター条例別表第1に掲げる施設

（体育室及び小体育室を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の同表（体育室の項及び小体育室の項に係る規定を除く。）の規定を適用した額とする。

- 3 この条例の施行の際現に使用の承認（前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。